

# 銃砲等盗難事件の取扱いについて

(昭和42年1月12日甲通達捜一第2号)

この度、一般銃砲等の盗難事件捜査に関する取扱手続を下記のとおり定めたので、誤りのないよう捜査の指揮・連絡に当たられたい。

## 記

### 1 取扱い事件の範囲

この通達により取り扱うこととなる銃砲等盗難事件(以下「取扱い事件」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 銃砲を使用して人を殺傷し、又は殺傷するおそれのある事件(以下「銃砲による殺傷事件等」という。)を除く銃砲(主として銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の銃砲をいう。)の盗難事件
- (2) 多量(通常基準とすれば火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第49条に定められた無許可消費数量以上の量)の火薬類の盗難事件

### 2 事件捜査の担当

「取扱い事件」の捜査は、県本部においては捜査第三課、署にあつては刑事第一課(係)が所掌するものとする。

### 3 事件発生時の措置

- (1) 「取扱い事件」の発生を認知した署長は、銃砲による殺傷事件等に準じた緊急必要な措置を執るとともに、捜査第三課に速報し、速報後判明した事項、捜査状況はその都度追報すること。
- (2) 事件発生の速報を受けた捜査第三課長は、本部長に報告するとともに関係各課に連絡するほか、必要な手配を実施すること。

### 4 事件等の手配

- (1) 事件に対する手配、連絡等は捜査第三課において、次により行うこと。
  - ア 事件手配は、原則として電子メールにより、県下各署及び関係都道府県警察に行うこと。
  - イ 盗品等手配は、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)及び品触要綱について(平成17年8月25日付け警察庁丙捜一発第23号ほか)の定めるところに従い、県下及び関係他府県警察に行うほか、県内の銃砲等取扱業者に対し品触れに準じて手配し、盗品等及び付属品等の売買、譲渡などを防止するとともに、盗品等の積極的発見に努めること。
  - ウ 他府県における発生事件の手配を受けたときは、その内容に従い県内事件に準じた手配を行うこと。
- (2) 手配を受けたときは、発生地のかんを問わず、手配の原則に従い信義誠実にいき、手配捜査の徹底に努め、その結果を速やかに報告すること。

### 5 事件検挙時の措置

- (1) 「取扱い事件」を検挙した署長は、所要の事件処理を進めるとともに、速やかに捜査第三課に速報すること。
- (2) 事件検挙の速報を受けた捜査第三課長は、本部長に報告するとともに関係各課に連

絡するほか、手配依頼した関係都道府県警察及び県下各署に対し速やかに手配解除を行うこと。

なお、盗品等発見の場合も手配先警察及び手配した関係業者に対する解除通知を確実に行うこと。

#### 6 関係各課(係)との協力

「取扱い事件」に関する捜査、手配に当たっては、生活保安課をはじめ、関係各課(係)と相互に緊密な連絡を取り、犯人検挙及び盗品等発見が迅速に行われるよう総合的捜査力の結集推進に努めること。